

議案第55号

佐野市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及び佐野市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の改正について

佐野市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及び佐野市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和3年6月4日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及び佐野市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

(佐野市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正)

第1条 佐野市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成25年佐野市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第91条第2項」を「第91条第3項」に、「第111条第2項」を「第111条第3項」に、「第191条第9項、第192条第2項」を「第191条第12項、第192条第3項」に改める。

(佐野市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正)

第2条 佐野市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護

予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成25年佐野市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第4条中「第71条第2項」を「第71条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い所要の規定を整備するため関係する条例を改正したいので提案するものです。

議案第55号参考資料

佐野市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例  
の改正案 新旧対照表  
(第1条関係)

現 行	改 正 案
<p>附 則 (研修修了者に係る経過措置)</p> <p>第10条 この条例の施行の日において、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第43条第2項、第47条第2項、第63条第11項、第64条第3項、第65条、第90条第6項、<u>第91条第2項</u>、第92条、第171条第12項、第172条第3項又は第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者は、それぞれ第62条第2項、第66条第2項、第82条第11項、第83条第3項、第84条、第110条第6項、<u>第111条第2項</u>、第112条、<u>第191条第9項</u>、<u>第192条第2項</u>又は第193条に規定する市長が定める研修を修了している者とみなす。</p>	<p>附 則 (研修修了者に係る経過措置)</p> <p>第10条 この条例の施行の日において、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第43条第2項、第47条第2項、第63条第11項、第64条第3項、第65条、第90条第6項、<u>第91条第3項</u>、第92条、第171条第12項、第172条第3項又は第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者は、それぞれ第62条第2項、第66条第2項、第82条第11項、第83条第3項、第84条、第110条第6項、<u>第111条第3項</u>、第112条、<u>第191条第12項</u>、<u>第192条第3項</u>又は第193条に規定する市長が定める研修を修了している者とみなす。</p>

佐野市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の改正案 新旧対照表  
(第2条関係)

現 行	改 正 案
<p>附 則 (研修修了者に係る経過措置)</p> <p>第4条 この条例の施行の日において、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第6条第2項、第44条第11</p>	<p>附 則 (研修修了者に係る経過措置)</p> <p>第4条 この条例の施行の日において、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第6条第2項、第44条第11</p>

項、第45条第3項、第46条、第70条第6項、第71条第2項又は第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者は、それぞれ第6条第2項、第44条第11項、第45条第3項、第46条、第71条第6項、第72条第2項又は第73条に規定する市長が定める研修を修了している者とみなす。

項、第45条第3項、第46条、第70条第6項、第71条第3項又は第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者は、それぞれ第6条第2項、第44条第11項、第45条第3項、第46条、第71条第6項、第72条第2項又は第73条に規定する市長が定める研修を修了している者とみなす。